

枚方京田辺環境施設組合談合情報対応要領

令和3年4月1日

第1 趣旨等

1 趣旨

この要領は、枚方京田辺環境施設組合（以下「組合」という。）が行う建設工事（以下「工事」という。）及び工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務における入札の適正を期し、公正取引委員会及び警察との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対する的確な対応を行うため、必要な事項を定めるものである。

2 談合情報を審議する委員会

談合情報の処理についての審議は、枚方京田辺環境施設組合建設工事等入札契約事務審査委員会設置要綱（平成28年枚方京田辺環境施設組合告示第4号）第2条第1項第5号の規定に基づき、枚方京田辺環境施設組合建設工事等入札契約事務審査委員会（以下「委員会」という。）が行う。

第2 通則

1 入札談合に関する情報の把握

（1） 職員は、入札談合に関する情報に接したときは、次に掲げるところにより、可能な限り当該情報の把握に努めるものとする。

① 情報提供者が報道機関に所属する者であるときは、報道活動に支障のない範囲で、情報の出所、情報の対象となっている案件名、落札予定者とされている事業者名等について明らかにするよう要請するものとする。

② 情報提供者が報道機関に所属する者以外の者であるときは、当該情報提供者と現に接触している場合に限り、当該情報提供者自身の職業及び氏名、情報の対象となっている案件名、落札予定者とされ

ている事業者名等について明らかにするよう要請するものとする。

なお、当該情報提供者と現に接触していない場合は、当該情報提供者への接触を可とする委員会の決定を受けて接触するものとする。

- (2) 入札談合に関する情報に接した職員は、直ちに当該情報があった旨を組合事務局長へ報告するとともに、様式1により、委員会の事務局（以下「委員会事務局」という。）へ報告するものとする。
- (3) 新聞等の報道により入札談合に関する情報に接したときも、上記（2）により対応するものとする。
- (4) 委員会事務局は、上記（2）（上記（3）の場合を含む。）により、職員から入札談合に関する情報に係る報告を受けたときは、速やかに委員会を招集し、当該情報に係る報告を行うものとする。

2 委員会による審議等

- (1) 入札談合に関する情報に係る審議等
 - ① 委員会は、入札談合に関する情報に係る報告を受けたときは、事情聴取等の調査の要否等について審議するものとする。この場合において、当該情報にその時点においては未だ検証できない内容が含まれるときは、当該内容については、その検証が可能となった後に改めて審議するものとする。
 - ② 委員会は、入札談合に関する情報の信憑性等を確認するために情報提供者への接触が必要と認めるときは、当該情報提供者が反社会的勢力であるなど特段の支障が見込まれる場合を除き、その旨決定するものとする。
 - ③ 委員会は、上記①の審議の結果、事情聴取等の調査を要すると認めるときは、その旨及び事情聴取項目等の調査内容を決定するものとする。
 - ④ 委員会は、上記①の審議の結果、事情聴取等の調査を要しないと認めるときは、その旨を決定するものとする。
- (2) 内訳書のチェック

- ① 委員会は、上記（１）③により、事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定したときは、入札談合に関する情報の対象となっている案件に係る積算内容を把握している職員をして、工事費内訳書その他入札価格の内訳書（以下「内訳書」という。）をチェックさせるものとする。なお、委員会は、分析に漏れ、誤り等がないようチェックリストを作成し万全を期するものとする。
- ② 入札談合に関する情報の対象となっている案件が内訳書の提出を求めることとされていないものであるときは、現に入札手続に参加している者（第１回の入札までに辞退している者を除く。）全員に対して、第１回の入札に際し（第１回の入札後に事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定したときは、当該決定後速やかに）、内訳書を提出するよう要請するものとする。
- ③ 上記①の職員は、提出されているすべての内訳書を入念にチェックし、その結果を文書化するとともに、当該文書をチェックの対象となった内訳書とともに委員会事務局へ提出するものとする。

（３） 技術提案書のチェック

- ① 委員会は、上記（１）③により、事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定したときは、入札談合に関する情報の対象となっている案件に係る技術提案内容を把握している職員をして、技術提案書をチェックさせるものとする。なお、委員会は、分析に漏れ、誤り等がないようチェックリストを作成し万全を期するものとする。
- ② 上記①の職員は、提出されているすべての技術提案書を入念にチェックし、その結果を文書化するとともに、当該文書をチェックの対象となった技術提案書とともに委員会事務局へ提出するものとする。

（４） 事情聴取

- ① 委員会は、上記（１）③により、事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定したときは、下記４（１）①に定める者に事情聴取を行わせるものとする。
- ② 事情聴取の項目は委員会が決定するものとし、必ず積算の考え方

に関する質問を含めるとともに、上記（２）及び（３）に基づく内訳書及び技術提案書のチェックの結果を反映したものとなるよう留意するものとする。

なお、技術提案書のチェックの結果を踏まえ、入札前に事情聴取等の調査を実施しようとするときは、事情聴取項目に上記（３）に基づく技術提案書のチェックの結果を反映したものとなるよう留意するものとする。

- ③ 委員会は、あらかじめ事情聴取項目の例を作成するとともに、事情聴取項目が個別の事案に即した実効的なものとなるよう、常に工夫してこれを決定するものとする。

（５） 談合情報の対象となっている案件に係る入札手続等の取扱いに係る審議

- ① 委員会は、上記（２）から（４）までの結果を総合的に考慮し、入札の執行（一部の入札者の入札を無効とした上で入札を執行する場合を含む。以下同じ。）若しくは入札の取止め、落札者との契約の締結の可否又は契約の解除の可否（以下「入札手続等の取扱い」という。）について審議するものとする。
- ② 委員会は、下記第３の規定を踏まえて上記①の審議を行い、入札手続等の取扱いに係る結論を得るものとする。

（６） 審議の内容に係る記録の作成

- ① 委員会事務局は、様式２により、委員会における審議の内容に係る記録を作成し、審議に用いた資料とともに、委員の確認を受けるものとする。
- ② 上記①の文書（審議に用いた資料並びに内訳書及び技術提案書に係る電子データを含む。）は、契約書類の保存期間の間保存しておくものとする。

3 公正取引委員会及び警察への通報

（１） 通報の時期

委員会が事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定した入札談合

に関する情報（以下「談合情報」という。）については、当該決定を行ったときのほか、追加の談合情報があった場合や、入札手続等の取扱いに係る結論を得たときなど、手続の各段階において逐次かつ速やかに公正取引委員会及び警察へ通報するものとする。

（２） 通報の方法

- ① 公正取引委員会及び警察への通報に際しては、原則として、担当官へ直接に説明する方法によるものとする。
- ② 公正取引委員会への通報は、事情聴取等の調査を要すると認める旨の決定を行った際には様式３－１により、その後の調査結果等に関する通報の際には様式３－２により、委員会が行うものとする。
- ③ 警察への通報は、様式４－１又は様式４－２により、委員会事務局が行うものとする。

（３） 通報後の対応

- ① 通報に係る情報について公正取引委員会又は警察から協力要請があったときは、委員会事務局を窓口として可能な限り協力するものとする。
- ② 委員会事務局は、公正取引委員会又は警察からの照会があった際に的確な対応ができるよう、通報に係る情報の内容を整理しておくものとする。

４ 事情聴取の実施方法

（１） 事情聴取の実施者

- ① 事情聴取は、委員会の複数の委員が実施するものとする。なお、必要に応じて補助者を置くことは差し支えない。
- ② 事情聴取の実施に際しては、事情聴取項目が事情聴取の対象者に事前に伝わり通謀の機会を与えることのないよう、対象者の呼出時間の設定を工夫するとともに、情報管理を徹底するものとする。

（２） 事情聴取の対象者

- ① 事情聴取は、辞退者を含む入札参加者（入札参加資格確認申請書の提出期限の日において管理者が入札参加資格を確認した者をいい

、その後に辞退した者を含む。以下同じ。) 全員に対して行うものとする。

- ② 辞退者を含む入札参加者への事情聴取は、原則として、契約を締結する権限を有する者を相手に実施するものとする。なお、必要に応じ、積算内容等の技術的事項を説明できる者の同席を認めることは差し支えない。

(3) 事情聴取の実施時期

- ① 事情聴取は、落札者決定前に談合情報を把握した場合は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日の前に実施するか、又は入札日時の繰り下げ若しくは落札者決定の保留を行った上で実施するものとする。また、落札者決定後かつ契約締結前に談合情報を把握した場合及び契約締結後に談合情報を把握した場合は、速やかに実施するものとする。
- ② 事情聴取は、事情聴取等の調査を要すると決定した旨を公正取引委員会及び警察へ通報した後に実施するものとする。

(4) 事情聴取書の作成等

- ① 事情聴取の実施者は、事情聴取の対象者に対し、委員会が決定した事情聴取項目を踏まえた質問を行うとともに、事情聴取の対象者の回答内容等を把握するものとする。
- ② 事情聴取の実施者は、事情聴取を終えたときは、様式5により、事情聴取項目、事情聴取の対象者の回答内容及び自己の所見を記した事情聴取書を作成するとともに、これを委員会事務局へ提出するものとする。

(5) 委員会事務局の対応

委員会事務局は、上記(4)②により、事情聴取の実施者から事情聴取書の提出を受けたときは、速やかに委員会を招集し、工事費等内訳書及び技術提案書のチェックの結果とともに、事情聴取の結果を報告するものとする。

1 落札者決定前に談合情報を把握した場合

(1) 談合の事実があったと認められるときの対応

① 事情聴取等の調査を実施した結果、談合の事実があったと認められるとき（その疑義を払拭できないときを含む。）は、枚方京田辺環境施設組合契約規則（平成28年枚方京田辺環境施設組合規則第13号。以下「規則」という。）第17条の規定を適用し、入札の執行を延期し、又は取り止めるものとする。

② 上記①の場合、様式3-2及び様式4-2により、公正取引委員会及び警察へ通報するものとする。

(2) 談合の事実があったとは認められないときの対応

① 事情聴取等の調査を実施した結果、談合の事実があったとは認められないときは、辞退者を含む入札参加者全員から誓約書（別紙1）を自主的に提出させるとともに、当該参加者に対して誓約書の内容に違背した場合の不利益等に関する注意事項（別紙2）を交付した後、入札を執行するものとする。

② 上記①の場合、様式3-2及び様式4-2により、公正取引委員会及び警察へ通報するものとする。

2 落札者決定後かつ契約締結前に談合情報を把握した場合

(1) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たときの対応

① 事情聴取等の調査を実施した結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、規則第15条の規定を適用し、すべての入札者の入札を無効とするとともに、落札者の決定を取り消すものとする。

② 上記①の場合、様式3-2及び様式4-2により、公正取引委員会及び警察へ通報するものとする。

(2) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠が得られなかったときの対応

① 事情聴取等の調査を実施した結果、明らかに談合の事実があった

と認められる証拠が得られなかったときは、辞退者を含む入札参加者全員から誓約書（別紙1）を自主的に提出させるとともに、当該参加者に対して誓約書の内容に違背した場合の不利益等に関する注意事項（別紙2）を交付した後、落札者と契約を締結するものとする。

- ② 上記①の場合、様式3-2及び様式4-2により、公正取引委員会及び警察へ通報するものとする。

3 契約締結後に談合情報を把握した場合

- (1) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たときの対応

- ① 事情聴取等の調査を実施した結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約の履行状況等を考慮して、契約の解除の可否を判断するものとする。

- ② 上記①の場合、様式3-2及び様式4-2により、公正取引委員会及び警察へ通報するものとする。

- (2) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠が得られなかったときの対応

- ① 事情聴取等の調査を実施した結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠が得られなかったときは、辞退者を含む入札参加者全員から誓約書（別紙1）を自主的に提出させるとともに、当該参加者に対して誓約書の内容に違背した場合の不利益等に関する注意事項（別紙2）を交付するものとする。

- ② 上記①の場合、様式3-2及び様式4-2により、公正取引委員会及び警察へ通報するものとする。

第4 その他

- (1) 誓約書の提出後に独占禁止法違反等が判明した場合の指名停止期間の加重

誓約書を提出したにもかかわらず、その後独占禁止法第3条若しくは第8条又は刑法第96条の3第1項若しくは第2項違反があったと

認められるときは、極めて不誠実な行為とみなし指名停止期間を加重して措置すること。

(2) 報道機関等への対応

入札談合に関する情報及び談合情報について、報道機関等からの問い合わせがあったときは、原則として、組合事務局次長が一元的に対応するものとする。ただし、委員会の長が、状況にかんがみ、その他の職員をして対応させることが適当であると認めるときは、この限りでない。

なお、入札談合に関する情報等に関する他の行政機関の業務の遂行の妨げにならないよう、発注者側から積極的に入札談合に関する情報等を公表するものではないことに留意するものとし、報道機関等から求められた場合に限り、公正取引委員会及び警察へ通報している旨を明らかにすること。

第5 談合疑義事実を把握した場合の処理

1 入札談合に関する疑義事実の把握

(1) 入札談合に関する疑義事実を把握した職員は、直ちに当該情報があった旨を組合事務局長へ報告するとともに、様式1-2により、委員会事務局へ報告するものとする。

(2) 委員会事務局は、上記(1)により、職員から入札談合に関する疑義事実に係る報告を受けたときは、速やかに委員会を招集し、当該疑義事実に係る報告を行うものとする。

2 委員会による審議

委員会は、入札談合に関する疑義事実に係る報告を受けたときは、事情聴取等の調査の要否等について審議するものとする。

3 公正取引委員会及び警察庁への通報

委員会が事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定した入札談合に関す

る疑義事実（以下「談合疑義事実」という。）については、当該決定を行ったときのほか、追加の談合疑義事実があった場合や、入札手続等の取扱いに係る結論を得たときなど、手続の各段階において逐次かつ速やかに公正取引委員会及び警察へ通報するものとする。

4 準用

上記1から3までのほか、入札談合に関する談合疑義事実を把握した場合の対応については、第2「通則」、第3「調査結果を踏まえた入札手続等の取扱い」及び第4「その他」を準用して対応するものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

談合情報報告書

年 月 日

情報を受けた日時	年 月 日 () 時 分
対象案件名	
入札 (予定) 日	年 月 日 () 時 分
情報提供者	・ 報道機関 ・ 匿名 ・ その他 役職・氏名等 連絡先住所 電話
受信者	・ 職、氏名等
情報手段	・ 電話 ・ F A X ・ メール ・ 書面 ・ 面接 ・ 報道
情報内容	
応答の概要	
当該報告書作成者	・ 職、氏名

(注) 1 情報内容の聴取に当たっては、可能な限り次に掲げる事項について確認すること。(落札予定業者、落札予定金額等、談合に関与した業者名、談合が行われた日時・場所・方法等、談合の内容、情報を知った経緯)

2 適宜、参考資料を添付すること。

談合疑義事実報告書

年 月 日

事実を得た日時	年 月 日 () 時 分
対象案件名	
入札 (予定) 日	年 月 日 () 時 分
談合があると疑うに 足りる事実を申し出 た職員	・ 職、氏名等
談合があると疑うに 足りる事実を得た根 拠	
当該報告書作成者	・ 職、氏名等

※適宜、参考資料を添付すること。

委員会議事概要

対象案件名等	・対象案件名・契約方式・入札（予定）日等
委員会開催日等	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分 （場所： ）
出席委員	
審議内容 （発言内容）	
委員会の結論及び理由	
審議に用いた資料	別添のとおり

（注）1 持ち回りの場合は、「委員会開催日等」欄に説明を終了した日時及び持ち回りである旨を記載すること。

2 「審議内容」欄には、各委員の発言内容を記載すること。

様式3-1

文 書 番 号

年 月 日

公正取引委員会事務総局

近畿中国四国事務所長 様

枚方京田辺環境施設組合

管理者 ○○ ○○

談合情報等に関する資料の提供について

下記案件に係る談合情報等に関する資料を、別添のとおり提供します。

記

(案件名) ○○○○○○

(別添) ・談合情報報告書 (又は談合疑義事実報告書) (写)

※該当する資料を添付すること。なお、開札後にあつては、入札書の写し又は入札調書の写しを添付すること。

様式3-2

文 書 番 号

年 月 日

公正取引委員会事務総局

近畿中国四国事務所長 様

枚方京田辺環境施設組合

管理者 ○○ ○○

談合情報等に関する資料の提供について

○年○月○日付けで提供しました下記案件に係る談合情報等について、その後の調査の結果を、別添のとおり追加提供します。

記

(案件名) ○○○○○○

- (別添) 1. 談合情報報告書 (又は談合疑義事実報告書) (写)
2. 事情聴取書 (写)
 3. ○○費内訳書 (写)
 4. 入札書 (写)
 5. 入札調書 (写)
 6. 誓約書 (写)
 7. 意見書 (写)
 8. 入札手続等の取扱い
 9. その他関連資料

※通報の時点で添付可能な資料を添付すること。

様式4-1

文 書 番 号

年 月 日

〇〇府〇〇警察署長 様

枚方京田辺環境施設組合

管理者 〇〇 〇〇

談合情報等に関する資料の提供について

下記案件に係る談合情報等に関する資料を、別添のとおり提供します。

記

(案件名) 〇〇〇〇〇〇

(別添) ・談合情報報告書 (又は談合疑義事実報告書) (写)

※該当する資料を添付すること。なお、開札後には、入札書の写し又は入札調書の写しを添付すること。

様式4-2

文 書 番 号

年 月 日

〇〇府〇〇警察署長 様

枚方京田辺環境施設組合

管理者 〇〇 〇〇

談合情報等に関連する資料の提供について

〇年〇月〇日付けで提供しました下記案件に係る談合情報等について、その後の調査結果を、別添のとおり追加提供します。

記

(案件名) 〇〇〇〇〇〇

- (別添) 1. 談合情報報告書 (又は談合疑義事実報告書) (写)
2. 事情聴取書 (写)
 3. 〇〇費内訳書 (写)
 4. 入札書 (写)
 5. 入札調書 (写)
 6. 誓約書 (写)
 7. 意見書 (写)
 8. 入札手続等の取扱い
 9. その他関連資料

※通報の時点で添付可能な資料を添付すること

事情聴取書

(案件名)

(事情聴取の実施者)

(日時・場所)

対象者の回答内容	(株) ○○○○
事情聴取項目	代表取締役 ○○ ○○

(実施者の所見)

--

- (注) 1 質問項目とそれに対応する回答内容を記載すること。
- 2 聴取内容は、可能な限り具体的に記載すること。
- 3 事情聴取の実施者は、所見を記載すること。

誓約書

年 月 日

枚方京田辺環境施設組合

管理者 ○○ ○○ 様

住所

商号又は名称

代表者

印

今般の○○○○○○○○工事の競争入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他関係法令に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも法令を遵守することを誓約します。

なお、この誓約書の写しが公正取引委員会及び警察に送付されても異議はありません。

本件入札に係る注意事項

年 月 日

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 様

枚方京田辺環境施設組合

管理者 〇〇 〇〇

(対象案件名) 〇〇〇〇〇〇

本件入札について談合があったとの通報があったが、枚方京田辺環境施設組合契約規則を遵守し、厳正に入札すること。なお、入札執行後に談合の事実が明らかと認められた場合には、枚方京田辺環境施設組合契約規則第15条第1項第4号の規定により入札は無効とする。

本件においては、各入札参加者（辞退者を含む。）から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他関係法令に抵触する行為を行っていない旨の誓約書が提出されているため、将来、法令に違背していたことが明らかとなったときは、誓約書の提出者に対して指名停止期間の加重等がありうることに留意すること。

※本文書は、誓約書の提出者に対して交付すること。なお、契約締結後に談合情報を把握した場合は、第1パラグラフを削除した上で交付すること。